

京都市告示第 316 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 9 月 2 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西九条緯51号 線	南区西九条柳ノ内町83番地の4地先から 同町83番地の5地先まで	旧	メートル 36.00	メートル 6.00
		新	31.60	5.99 ~ 6.00
葛野西経24号 線	右京区梅津東構口町43番地の1地先から 同区梅津構口町8番地の1地先まで	旧	75.30	5.35 ~ 6.10
		新	274.30	5.50 ~ 12.55

(建設局道路部道路明示課)